（国、地方公共団体等の公的援助がなされる場合の処置）
第七条　本会は、法律相談センターの設置、運営等に関し、国、地方公共団体等から補助金その他の公的援助がなされる場合には、当該公的援助がなされることを斟酌して、前二条各号の援助金の給付の要否及び額を定めることができる。
（援助の申請及び給付）
第八条　第五条又は第六条各号の援助金の申請は、弁護士会又は弁護士会連合会が年度ごとに当該年度の初日から翌年度の六月三十日までの間に申請書を提出して行わなければならない。ただし、第五条第一号及び第二号並びに第六条第一号の援助金については、あらかじめ申請することを妨げない。
2　前項の申請は、当該法律相談センター及び法律相談事業の概要、第五条又は第六条各号の援助金の算定に必要な事項その他本会が求める事項を書面により明示して行わなければならない。
（法律相談センターに関する会計）
第九条　前条第一項の申請をする弁護士会又は弁護士会連合会は、特別会計の設置その他の適当な方法により、援助金の申請に係る法律相談センターに関する会計を他の会計と区分して経理し、その収支を明確にするよう努めなければならない。
（事業報告）
第十条　第五条及び第六条各号の援助金の給付を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、援助金の申請に係る年度の終了後、本会に対し、書面により援助金の使途を明示し、決算書その他本会の求める書類を添付して、当該年度に係る事業報告をしなければならない。
（援助金の返還等）
第十一条　運営費に対する援助金の給付を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、実施した法律相談の日数が援助金の申請の際に予定していた日数に満たなかったときは、実施しなかった日数に相当する金額を返還しなければならない。
2　継続的広報費に対する援助金の給付を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、行った広報に要した費用の額が給付を受けた額を下回ったときは、その差額を返還しなければならない。

第三章　公設事務所援助事業

第一節　通則

（公設事務所援助事業）
第十二条　本会は、この章に定めるところにより、公設事務所援助事業として、弁護士過疎地域等において公設事務所を設置する弁護士又は弁護士法人（以下「公設事務所弁護士」という。）に対する公設事務所の設置、維持及び活動に関する資金援助その他の援助並びに公設事務所に関する調査その他の必要な活動を行う。

第二節　公設事務所弁護士

（公設事務所弁護士の要件）
第十三条　公設事務所弁護士は、公益的活動の実践に必要な民事及び刑事の訴訟実務経験並びに多重債務者の債務整理事件（自己破産の破産手続開始申立事件及び任意整理事件を含む。以下同じ。）の処理の経験を有する弁護士又は当該弁護士を公設事務所に常駐する社員又は使用人である弁護士（以下「常駐社員等」という。）に指定できる弁護士法人でなければならない。
2　次に掲げる弁護士は、公設事務所弁護士若しくはその候補者又は弁護士法人が公設事務所弁護士若しくはその候補者となる場合における当該公設事務所の常駐社員等となることができない。
一　所属弁護士会の会規、規則等の規定により国選弁護人候補として日本司法支援センターに推薦しない旨決定され、その決定が効力を失っていない者
二　所属弁護士会の会規、規則等の規定により私選弁護人として紹介を受けることができない者（紹介を受けることができない理由が、自らの意思によって私選弁護人の候補者の名簿に登載されていないことによる場合を除く。）
三　日本司法支援センターとの間で、民事法律扶助業務又は国選弁護業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについての契約を締結していない者（当該契約を締結できない事由がなく、公設事務所を設置するまでの間に当該契約を締結する旨誓約している場合を除く。）
四　業務停止の懲戒処分を受けている者（効力の停止中の者を含む。）又は業務停止期間が満了した日から一年を経過していない者
五　除名又は退会命令の懲戒処分を受け、効力の停止中の者
六　第十五条第五項の規定により公設事務所弁護士を解任された日から三年を経過していない者
七　六十七歳以上の者
3　次に掲げる弁護士法人は、公設事務所弁護士又はその候補者となることができない。
一　日本司法支援センターとの間で、民事法律扶助業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについての契約を締結していない者（当該契約を締結できない事由がなく、公設事務所を設置するまでの間に当該契約を締結する旨誓約している場合を除く。）
二　社員の全員が前項各号のいずれかに該当する者
三　業務停止の懲戒処分（当該弁護士法人のいずれかの法律事務所の業務停止の懲戒処分を含む。）を受けている者（効力の停止中の者を含む。）又は業務停止期間が満了した日から一年を経過していない者
四　退会命令の懲戒処分を受けた日から三年を経過しない者
五　除名の懲戒処分を受け、効力の停止中の者
六　第十五条第五項の規定により公設事務所弁護士を解任された日から三年を経過していない者
（公設事務所弁護士の任期）
第十四条　公設事務所弁護士の任期は、本会、公設事務所の所在する地域の弁護士会（以下「設置弁護士会」という。）及び設置弁護士会が属する弁護士会連合会（以下「設置弁護士会連合会」といい、以下これらを「本会ら三者」と総称する。）の間で合意により定める二年又は三年の期間とする。ただし、再任を妨げない。
2　前項の規定による再任は、公設事務所弁護士の任期が通算して六年を超えるときは、することができない。ただし、公設事務所支援委員会の意見を聴いて、本会ら三者が特段の事情があると認めるときは、この限りでない。
（公設事務所弁護士の就任及び退任）
第十五条　公設事務所弁護士は、公設事務所を設置し、又は後任の公設事務所弁護士として赴任したときに就任し、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときに退任する。
一　任期が満了し、再任されないとき。
二　辞任したとき。
三　第五項の規定により解任されたとき。
四　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事由が生じたとき。
イ　弁護士である公設事務所弁護士　弁護士の資格を喪失したとき、又は死亡したとき。
ロ　弁護士法人である公設事務所弁護士　弁護士法第三十条の二十三第一項各号に掲げる理由が生じたとき、又は当該公設事務所に常駐する社員がいなくなり、三十日（後任の社員が設置弁護士会に入会するため登録換えの手続を行っている期間を除く。）を経過しても後任の社員が当該公設事務所に常駐しないとき。
2　公設事務所弁護士は、任期が満了する日の一年前の日までに、次に掲げる事項を本会に申告しなければならない。
一　再任の希望の有無
二　再任を希望する場合にあっては、希望する任期
三　再任を希望しない場合にあっては、当該公設事務所のある地域において弁護士又は弁護士法人の職務を継続する意思の有無
四　再任を希望しない場合であって、当該公設事務所のある地域において弁護士又は弁護士法人の職務を継続する意思があるときは当該公設事務所の施設、設備等を継続して使用することの希望の有無